

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|-----------------|--------|--------------------|
| 床面張替等役務 | 作 成 | 令和 7 年 1 2 月 1 7 日 |
| | 変 更 | 令和 年 月 日 |
| | 作成部隊等名 | 自衛隊奈良地方協力本部 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊奈良地方協力本部橿原地域事務所における床面張替等役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する事項

2.1 一般的要求事項

- a) 役務等に関する要求は、契約日から令和8年3月17日までとするも官側との調整によるほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- b) 役務実施に際し、仕様書によるほか不明な点・疑義が生じた場合は、すべて官側と協議し、軽微な変更を官側が示した場合は、その指示により実施するとともに、軽微な変更に伴う金額変更は行わないものとする。
- c) 役務実施に際し、本仕様書に記載されていない事項等であっても、実施上必要な作業等については、契約相手方の責任において良心的に施工すること。
- d) 役務に際し、関係各官公署への届出等が必要である場合については契約相手方の責任において迅速に処理すること。
- e) 本仕様書及び図面に記載されている寸法等については、あくまで標準寸法であり、事前に必ず現地にて採寸を実施すること。
- f) 契約相手方は作業の主要な段階及び官側の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中、見隠れ部分・完成、官側の指示箇所とする。また、作業完了後速やかにデータに整理（様式随意）のうえ提出すること。

2.2 役務実施日

実施時期は、令和8年3月9日から令和8年3月17日までの間の平日（基準）とし、細部は官側との調整による。

2.3 実施場所

〒634-0804

奈良県橿原市内膳町5丁目2-34

自衛隊奈良地方協力本部 橿原地域事務所（3F）エレベータ付き

2.4 使用材料

設置に必要な使用材料は、契約の相手方が準備するものとする。

2.5.1 床面変更業務

別紙第1「床材張替図面」にて指定する範囲の既存タイルカーペット撤去・引き上げ・新規床材への張替作業を行うこと。使用する床材（OAフロア、タイルカーペット、塩ビシート）の仕様は表1の通りとする。なお色調や意匠性が分かるサンプル材を官側へ提出し、承諾を得ること。

表1－使用する床材

| 連番 | 箇所 | 使用床材（基準品） | 概算数量 |
|----|------------|--------------------|---------------------|
| 1 | エントランス&ロビー | IS-2071-A 同等品 | 32.4 m ² |
| 2 | 執務エリア | NTH-70610 同等品 | 24.8 m ² |
| 3 | 執務エリア | OAフロア/TN30 H30 同等品 | 24.8 m ² |
| 4 | ミーティングルーム | WD-2118 同等品 | 7.6 m ² |
| 5 | ロッカー室（男子） | JK-2002 同等品 | 2.7 m ² |
| 6 | ロッカー室（女子） | JK-2001 同等品 | 1.7 m ² |

2.5.2 壁紙等張替業務

官側が指定する範囲の既存壁紙の撤去、引き上げ、新規壁紙の張替え及び塗装を行うこと。

張替範囲については別紙第2「壁紙等張替図面」のとおりとする。使用する壁紙等は表2参照

表2－使用する壁紙等

| 連番 | 箇所 | 使用床材（基準品） | 概算数量 |
|----|-----------------------------------|-------------|----------------------|
| 1 | 時計取付壁 | TH34732 同等品 | 約 5 m ² |
| 2 | ソファ席周辺壁 | TH34676 同等品 | 約 15 m ² |
| 3 | その他、執務室、更衣室、ミーティングルーム、エントランス&ロビー等 | TH32309 同等品 | 約 170 m ² |
| 4 | 天井 | AEP 塗装 | 約 80 m ² |

2.5.3 間仕切り設置業務

別紙第2「壁紙等張替図面」のとおり、間仕切りを新設すること。

2.5.4 照明設置業務

別紙第3「照明位置図」のとおり、照明を設置すること。

| 連番 | 品名 | カタログ製品名 | 数量 |
|----|--------------------------|-------------------------------|----|
| 1 | ペンダントライト | フライミー #104986 同等品 | 1 |
| 2 | ウォールランプLサイズ | フライミー #37918 同等品 | 1 |
| 3 | ペンダントライト | フライミー #121205 同等品 | 4 |
| 4 | グリッドスウィングブルダクト ダウンライト | アートワークスタジオ AW-0557E-D/SV 同等品 | 3 |
| 5 | サンマルコ | フライミー #101443 同等品 | 1 |
| 6 | ブリッジ 120LED ペンダント | アートワークスタジオ AW-0617E-BK/LW 同等品 | 1 |

2.6 外観

設置後の外観は、使用上有害なく、割れその他の欠陥がなく、各部の仕上がりは、異状がないものとする。

2.7 保証期間

保証期間は、調達要領指定書などによって指定する場合を除き、商慣習によるが、保証書が添付されているものは、その期間とする。

3 検査

検査は、契約担当官等が決める検査要領による。なお、手直し事項が生じた場合については、手直し完了後再検査を受け、合格をもって作業完了とする。

4 その他の指示

4.1 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.2 安全管理

契約の相手方は、安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し、必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.3 その他の留意事項

その他の留意事項は、次によるほか、特に必要とする場合は調達要領指定書によって指定する。

- a) 役務履行で発生した梱包材及び廃材等は、契約の相手方が処分するものとする。
- b) 檀原地域事務所内の施設に損傷を与えないように十分注意して施工するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 役務期間中は、現場の風紀及び衛生並びに盗難予防について必要な事項を施すとともに、契約相手方の責任において管理すること。また近隣住民等とのトラブルが発生した場合には速やかに官側に報告すること。
- d) 契約相手方は、募集案内所内における写真撮影について、役務に必要な場所及び内容のみとし、官側の許可を得ること。
- e) 役務終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、令和8年3月17日役務期間内に完了しなければならない。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

